

# 伊達市原油価格・物価高騰対策支援金交付申請書

(運輸業に該当する事業者用)

令和 4 年 月 日

伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会 様

以下のとおり、支援金の交付を申請します。

申請者の情報	本社・本店所在地	〒													
	申請事業者名 (法人名又は屋号及び個人事業者等氏名)	フリガナ													
		法人名又は屋号													
		代表者役職													
		フリガナ	姓				名								
	申請者の種別	選択	<input type="checkbox"/> 法人	法人番号											
		<input type="checkbox"/> 個人事業者	個人事業者の自宅住所 (上記所在地と異なる場合のみ)		〒										
	担当者名	フリガナ	氏名				姓 名								
	連絡先	固定電話					携帯電話								
	事業概要	業種					事業内容								
URL						E-mail									
最近一年間における概算売上高					円										
従業員数		正社員	人	パート アルバイト	人	資本金・出資金	円								
設立年月日		西暦	年	月	日	決算月 ※法人の場合	月								
対象事業所等 (本社・本店が伊達市以外の場合のみ記載)	住所				名称										
伊達商工会議所との関係	〒 伊達市														
	<input type="checkbox"/> 継続支援関係にあたる(会員) <input type="checkbox"/> 継続支援関係にあたらぬ(非会員)														

※継続支援関係とは、伊達商工会議所の会員のことをいいます。

## 【交付申請額】

下記の交付申請額を申請します。

申請額	中小企業	小規模企業	個人事業主		
<input type="checkbox"/>	20万円	<input type="checkbox"/>	10万円	<input type="checkbox"/>	5万円

中小企業に該当する事業者は、従業員名簿等の証拠書類の提出が必要です。

## 【給付金の加算額】

下記の加算額を申請します。

加算額	車両の種類	台数による加算額		
	貨物自動車(最大積載量3トン以上) 大型乗合自動車(車両全長9m以上又は旅客席数50席以上)	台	×	3万円
貨物自動車(最大積載量3トン未満) 中型乗合自動車(大型、小型乗合自動車以外のもの)	台	×	2万円	
軽貨物自動車 小型乗合自動車(車両全長7m以下かつ旅客席数29席以下)	台	×	1万円	

上記に記載した車両の証拠書類の提出が必要です。

(注)裏面にも記載事項があります。

【口座振込の申出】

実行委員会から交付される支援金については、下記への口座振込を申し出ます。

口座振込の申し出	金融機関	銀行	店名	預金種目	口座番号 (右詰めで記入)				
		信用金庫 信用組合 協同組合	本店 支店	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座					
		金融機関コード(※)		店番号		(※)金融機関コードが不明な場合は空白で構いません。			
	口座 カナ名義	(カタカナ)							

※ 口座名義人 (カナ) については、通帳の見開きページより記載してください。

※ 必ず申請者名義の口座を指定してください。(法人の場合は、当該法人の口座に限ります。)

【宣誓・同意】

下記の宣誓・同意事項について同意します。

伊達市原油価格・物価高騰対策支援金 (以下「支援金」という。) の申請に当たり、次の1から2までのいずれにも宣誓し、次の3から9までのいずれにも同意します。また、虚偽の宣誓を行った場合又は同意した事項に違反した場合は、速やかに伊達市新型コロナウイルス感染症緊急経済対策実行委員会 (以下「実行委員会」という。) に支援金を返還致します。

1. 支給要件を満たしていること。
2. 基本情報及び証拠書類等に虚偽のないこと。
3. 要領で定める確定申告書並びにその他証拠書類を5年間保存すること。
4. 実行委員会の求めに応じて、3で保存している情報を速やかに提出すること。
5. 実行委員会が行う関係書類の提出指導、事情聴取及び立入検査等の調査に応じること。
6. 無資格受給(申請が支給要件を満たさないにもかかわらず支援金を受給することをいう。)又は正受給(偽りその他不正の行為(詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法(明治40年法律第45号)各条に規定するものをいう。)に触れる行為のほか、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に基本情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことより、本来受けることができない支援金の給付を受けることをいう。ただし、基本情報等に事実と反する内容の記入があった場合であっても、これが故意によらないものと認められるときは不正受給には該当しないものとする。以下同じ。)等が発覚した場合には、支援金の返還等を遅滞なく行う義務を負うほか、申請者の法人名、屋号・雅号、氏名等の公表等の措置がとられる場合があること。
7. 提出した基本情報等が支援金の事務のために第三者に提供される場合(支給要件の充足性を判断するために実行委員会が申請者の基本情報等を第三者に提供する場合を含む。)及び支援金の給付等に必要範囲において申請者の個人情報が第三者から取得される場合(支給要件の充足性を判断するために実行委員会が申請者の個人情報を第三者から取得する場合を含む。)があること。
8. 申請書に記載された情報について、公的機関(税務当局、警察、保健所、市等)の求めに応じて実行委員会が情報を提供することに同意すること。
9. 支給要領に従うこと。

提出書類チェックリスト

※チェック欄に☑したことを確認した上でご提出ください。

<input type="checkbox"/> 確定申告書等	<input type="checkbox"/> 帳簿書類等(営業実態がわかるもの)
<input type="checkbox"/> 本人確認書類(個人のみ)	<input type="checkbox"/> 通帳の写し(オモテ面・通帳を開いた1、2ページ)
<input type="checkbox"/> 履歴事項全部証明書(法人のみ)	<input type="checkbox"/> 貨物又は旅客自動車運送事業許可証または事業許可申請書

※添付書類については、リーフレット、要領を確認の上、忘れずに添付してください。

※以下の欄には記載しないでください。

交付決定額 (基本額+加算額)	円
--------------------	---

審査	担当

※事務局受付印